

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和44年  
御杖村条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「「100分の172.5」」の次に「、「100分の127.5」  
とあるのは「100分の177.5」」を加える。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次  
のように改正する。

第6条ただし書中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」、「1  
00分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の126.25」と  
あるのは「100分の175」」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年  
4月1日から施行する。  
(給与の内払)
- 2 改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下  
「改正後の特別職給与条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条  
の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の規定に基づいて支給をされた給与は、改正後の特別職給与条例の規定  
による給与の内払とみなす。